

令和5年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てるとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 34,884千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 503,495千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	3,370			850	2,520
	高齢者福祉事業	28,521	1,896		1,310	25,315
	障害者福祉事業	144,337	99,557			44,780
	保育所運営事業	161,643	46,548		4,998	110,097
	母子福祉事業	11,187	1,661			9,526
	小計	349,058	149,662		7,158	192,238
社会保険	介護保険事業(繰出金)	97,605	5,250			92,355
	国民健康保険事業(繰出金)	39,741	15,195			24,546
	後期高齢者医療事業(繰出金)	53,229	12,241			40,988
	小計	190,575	32,686			157,889
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	1,622				1,622
	病院事業(繰出金)	135,000				135,000
	予防対策事業	16,715	52			16,663
	不妊治療費助成事業	165	82			83
	小計	153,502	134			153,368
合 計		693,135	182,482		7,158	503,495